

「思わぬ災難に遭ってしまったら」

〈交通事故に遭ったら…〉

被害の届出はもちろん 共済組合への「連絡」もお忘れなく！

例年本誌の記事等で「交通事故等で組合員証を使用する際には事前に共済組合にご連絡ください」とお願いしておりますが、依然として医療機関から提出される診療報酬明細書によって初めて「第三者加害の交通事故による傷病」と判明することがあります。

共済組合に連絡がないまま組合員証を使用されますと、最悪の場合、給付金の回収が困難となり、皆様の財産である共済掛金に大きな「穴を開ける」事態にもなりますので、組合員証を使用する際には必ずご連絡をお願いします。

○交通事故（第三者加害行為）の場合

組合員やその被扶養者が交通事故などの第三者加害行為によって負傷した場合の、治療費は加害者の負担となります。しかし、その際に組合員証を使用して保険給付を受けるか、又は使用しないで、その費用について加害者から賠償を受けるかは被害者である組合員の選択となります。

事故の過失割合も決まらない状況で、直ちに加害者に治療費を負担させることが困難というような場合は、予め共済組合に連絡し、承認を得て組合員証を使用することができます。その場合は、関係書類の提出が必要となります（用紙は共済組合から送付します）。

組合員証を使用するという事は、本来加害者が負担すべき治療費を共済組合が「立て替えて支払い」し、組合員が加害者に対して有する損害賠償請求権を、組合員に代わって共済組合が（給付の範囲で）取得するという事を意味します（損害賠償権の代位取得）。

その為、後日共済組合から加害者に対して、その事故に起因する「立て替えた治療費」を請求しなければなりませんので、自己判断で組合員証の使用を行うのではなく、必ず共済組合へ連絡いただきますようお願いいたします。

▼交通事故に遭った時の留意事項▼

①警察に連絡する

どんなに小さい事故でも警察に連絡し事故の確認をする。

②加害者の確認をする

加害者の運転免許証、車検証等で相手を確認する。

③医師の診断を受ける

軽いケガでも、必ず加害者と一緒に医師の診断を受ける。

④共済組合に連絡する

組合員証を使用する場合は事前に連絡をする。

⑤安易な示談はしない

示談後に組合員証を使用して療養を受けた場合、共済組合からの給付については組合員本人から共済組合へ返還していただくことになります。



※損害保険会社と医療機関のそれぞれの思い

交通事故で怪我をされた場合は、本来自動車に掛けている自動車保険で治療するのが原則です。

しかし、損害保険会社が治療をうけた医療機関に治療費を支払う場合には自由診療扱いとなります（自由診療であれば、公的医療保険制度の枠外であるため、極端に言えば医師が自由に決めた額を損害保険会社に請求することができます。）。

その為、損害保険会社は共済組合の組合員証をできるだけ使用するよう勧めることがあります。これは組合員証の使用により健康保険制度で決められた治療費を共済組合に支払ったほうが損害保険会社の負担が少なくなるからで、逆に医療機関側から見た場合には、健康保険適用の決められた診療報酬しか請求できなくなるということになります。

〈公務中・通勤途中で災害に遭ったら…〉

組合員が公務中や通勤途中で病気や怪我をした場合には、組合員証を使用することができません。その療養に要する補償は地方公務員災害補償法により、「地方公務員災害補償基金」が行います。ただし、公務中の災害だからといっても全てが公務災害となるものではなく、その災害が「地方公務員災害補償基金」で「公務上の災害」と認定されてからのこととなります。

その為、公務中・通勤途中で怪我や病気の場合は所属所長に相談し、しかるべき手続きをとられるようお願いいたします。

